

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2710号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

かぐやびな (兵庫県上郡町)



もくじ

活 動	政 策	フ ォ ー ラ ム	政 策	情 報
-----	-----	-----------	-----	-----

過疎法改正法案の早期成立求め要請活動Ⅱ全国町村会………	「共同設置」の対象を内部組織や事務局に拡大をⅡ総務省………	新たな産業創造で町の未来を拓くⅡ島根県東出雲町………	地方公共団体の風水害対策の強化で報告書Ⅱ消防庁研究会………	町村Navi………
(2)	(3)	(6)	(8)	(12)

閑話 休題

「緑の分権改革」への期待

東京大学名誉教授

大 森 彌

二〇〇九年二月一四日に地域主権戦略会議で決定された「地域主権戦略の行程表(原口プラン)」には、「緑の分権改革の推進」という項目があり、すでに総務省には推進本部が設置され、クリーンエネルギーの調査、先行的・総合的に取り組む市町村の調査等が始まっている。「緑の分権改革」は原口一博大臣のいわゆる「原口ビジョン」の中で、地域の将来に安心と活力を与える成長戦略の一つとして打ち出されたものである。

今後三〇年間で「過密なき過疎」の時代の到来が予想される中で、それぞれの地域が、今一度、森・里・海とそれにはくまわれるきれいな水、先祖伝来の田畑、輝く太陽などといった豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを草の根的に創り上げていくことにより、経済社会システム全般を改革していくことによって、地域の活性化、絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する

中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、地域の自給力と創富力(富を生み出す力)を高める地域主権型社会への転換を実現しようとするもの、それが「緑の分権改革」だとされている。

国と地方の行財政制度を「地域主権型」に改革していくことが分権改革の縦軸とすれば、ヒト・モノ・カネ・エネルギーの動きそのものを変えて、地域の自給力を高めるような経済社会システムの構築していくことは分権改革の横軸だと捉えられている。この発想は、分権改革に立体感・厚みを与えると同時に、これまで困難に負けず内発型の地域振興を進めてきた自治体と地域にとっては大きな励みとなるというよう。とりわけ疲弊・衰退の著しい農山漁村地域にとっては希望の灯になるかもしれない。「緑の分権改革」の「緑」は地域の豊かな資源の現存を、「分権改革」は「誰かにお任せ」から「自ら引き受ける」地域人の覚悟と可能性を象徴している。

写真キャプション

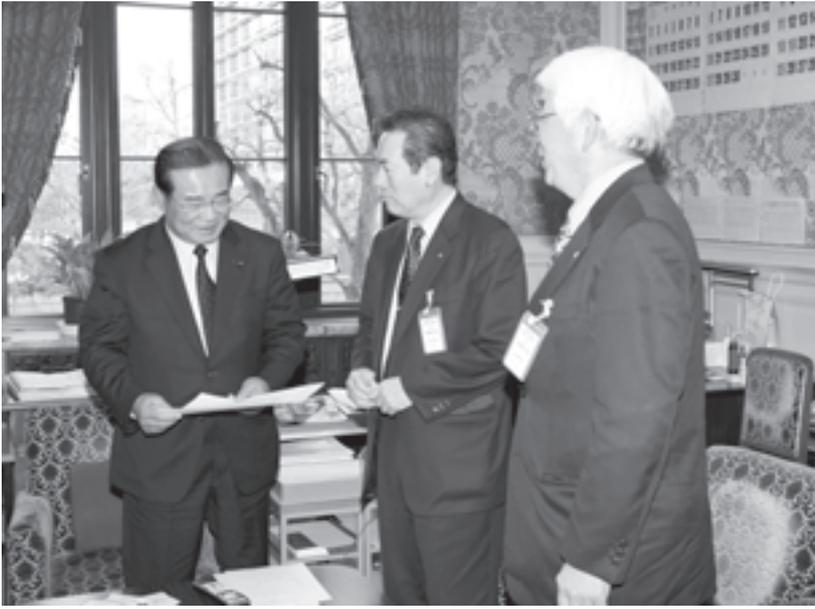
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい) なお、採否は当方に一任願います。 送り先: 全国町村会・広報部

過疎法改正法案の早期成立求め要請活動

全国町村会は2月17日、本年3月末に失効する現行過疎法について、各党が合意している「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」の早期成立を求め要請活動を行った。

要請活動は、魚津龍一政務調査会・財政部会長

(富山県朝日町長)と望月秀次郎政務調査会・財政部会委員(山梨県南部町長)が、山岡賢次民主党国会対策委員長、近藤昭一衆議院総務委員会委員長、山口俊一自民党過疎対策特別委員長ほか関係国会議員と面談、要望事項の実現方を訴えた。



△山岡民主党国会対策委員長(左)に要請する魚津政務調査会・財政部会長(中央)、望月政務調査会・財政部会委員(右)



△山口自民党過疎対策特別委員長(右)に要請

「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」の早期成立について

日ごろから全国町村会の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年3月末をもって失効する現行過疎法につきましては、この度各党のご努力によりまして、内容を拡充し、6年延長する「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」が合意されました。

これも、ひとえに貴台のご理解、ご尽力の賜物と深く感謝申し上げます。この次第です。

今回拡充が予定されている過疎債のソフト事業につきましては、地域の厳しい状況に直面しつつ、来年度の予算編成に苦慮する町村においても極めて期待が大きく、早急に具体的な内容が明らかにされることを強く望んでおります。

つきましては、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」を速やかに成立させていただきます。ただきますよう、お願いを申し上げます。

政 策

「共同設置」の対象を内部組織や事務局に拡大を

政 策
解 説

事務の共同処理研究会が報告書

総務省

総務省の「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」（座長・辻琢也一橋大学大学院教授）は、このたび行政サービスへのさらなる広域化・高度化への対応や小規模団体における事務執行の確保などのため、現行の共同処理制度の課題を整理した上で必要な制度改正などを提言する報告書をまとめた。共同処理のうち「共同設置」の対象を保健所その他の行政機関や自治体の長の内部組織、委員の事務局等にも拡大するとともに、共同設置の活用が期待できる分野を具体的に例示したのが特徴。これを受けて、総務省は、今通常国会に地方自治法改正案を提出する。

なお、昨年暮れに公表された「原口プラン」では、地域主権戦略の1テーマに「自治体間連携」を掲げた。基礎自治体重視の観点から、市町村へのさらなる権限移譲等を進める方針で、「自治体間連携」はその「受け皿」と位置付けている。「地域主権」の具体的な姿はまだよく見えないが、今回の「共同設置」の対象拡大が、今後の町村にどのような影響を与えるのか注目される。

各共同処理の現状と課題を分析

事務の共同処理の数（2008年7月現在）は、「事務の委託」1、6109件、「一部事務組合」1、664件、「機関等の共同設置」407件、「協議会」284件、「広域連合」1111件などで、その関係団体は延べ2万1、557団体にのぼる。

報告書は、これら地方自治法上の共同処理の現状と課題をそれぞれ整

理した。

「一部事務組合」は、ごみ・し尿処理や消防・救急などに活用されているが、法人格を有し財産保有が可能となっているものの、固有の執行機関があるため責任の所在が不明確で、構成団体が増えるほど意思決定が難しいとした。また、「広域連合」は、後期高齢者医療や介護保険等で活用されているが、一部事務組合とほぼ同じ特徴を持つ一方、国・都道府県から直接権限移譲を受けることができる

のが特徴。しかし、設置数が増え、国の施策による設立が多いなど、その特性が発揮されていないとした。

一方、「協議会」は、宝くじ発行事務や農業用水管理などで活用されているが、法人の設立を要せず各構成団体の長等の名で事務を管理執行できる簡便さがあるものの、機動的な意思決定が難しく、責任の帰属が問われやすい事務には向かないとした。また、「事務の委託」は、公平委員会や住民票の相互交付、消防・救急、ごみ処理などで活用されているが、法人の設立を要せず、権限が受託側に一元化されるため責任の所在も明確になる。しかし、委託団体は委託した事務について権限を行使できず、受託団体は受託事務の全責任を負うことになるとした。

これに対し、「機関等の共同設置」は、介護認定審査会や公平委員会などで活用されているが、法人の設立を要せず、各団体の共通の機関等の性格を有し、管理執行はそれぞれの団体に帰属する。このため、全ての構成団体の議会に対応する必要があるなど手続きが複雑なほか、対象が委員会等に限定され、さらに職員の共同設置では事務分掌の変更ことに関係議会の議決が必要などの課題を挙げた。

■ 共同設置制度の改正とその活用方法

＜具体的部門についての共同設置の活用の検討＞

共同設置制度の活用 が期待できる部門	<p>税務事務(特に滞納整理、資産評価)、監査、保健所、会計管理・出納、選挙管理、国土調査、土木(設計・積算)、消費生活センター、保健福祉、生活保護(福祉事務所)、特定行政庁(建築確認等)、情報公開・個人情報保護審査会等の不服審査会、職員研修、観光振興、配偶者暴力相談支援センター、都道府県からの移譲事務</p>
このうち4つの部門と権限移譲等との関係について例示	
税務部門	<ul style="list-style-type: none"> ▶滞納整理部門については、違法状態の是正業務に特化しており事務の内容に裁量性がなく定型的事務であること、一定のノウハウが求められることから共同処理に適している ▶税務部門全体について活用する場合においても、一定のルールに基づくことから事務の定型性が高いこと、固定資産評価などの専門的なものも含まれることから税務部門全体としても共同処理に適している
監査委員・監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ▶監査委員事務局の共同設置により、専任事務局の設置が可能になる、専門性が高まる、専門家の採用が行いやすくなる、出身団体以外の団体の監査を主に担当させる等の工夫により首長部局からの独立性が高まる、などの効果が期待できる ▶委員も含めた共同設置により、一層の事務の効率化や専門家の委員への登用も容易になる
保健福祉部門 (地域保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> ▶保健福祉業務は、一定の専門性が必要であり、共同処理により保健師・栄養士等の専門職を複数団体が共同で活用することで、住民サービスを維持向上させていくことが可能 ▶加えて、一定の職員規模となることで、組織的な対応が可能となり、産休等への対応を含めた人材の確保や研修への参加、育成体制の整備も可能となるなどの効果
消費生活センター	<ul style="list-style-type: none"> ▶共同処理により、単独で設置が難しい市町村でも専門的な知識・経験を有する相談員の配置が容易になり、また一定の相談件数を確保することで専門性の向上が期待できる
合併による影響や今後の権限移譲への対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶市町村合併や中核市等の増加により、都道府県の保健所などで管轄地域が飛び地になるなど、住民の利便性を損なったり、業務効率の低下を招いたりしている地域においては、共同設置や事務の委託により、解消できる可能性 ▶今後、地方分権改革推進委員会勧告を受け、市町村の規模に応じた権限移譲が推進されていくと予想されるが、共同設置は、権限移譲の趣旨を活かした選択肢として活用が期待

さらなる共同処理へ多様な 選択を提案

以上の共同処理の実態から、報告書は「共同処理の対象事務」の特徴を分析した。その結果、①事務が定型的で裁量の余地が小さい②規模の拡大による効率化が可能③専門性が高く一定の規模があることが望ましい④広域的に実施することが施策目的の達成に有効などを挙げた。

その上で、これまで共同処理が活用されなかった部門についても「共同処理を行うべきものについては、多様な制度の中から最適な手法を選択していくことが重要」だと指摘。このため、国や都道府県に対し、広域化の取組が円滑に進むよう制度の見直しや積極的な情報提供に取り組み必要性を強調した。

さらに、現行の共同処理の制度では十分に汲み上げられていないニーズがあると指摘。その具体例に、①設立手続や構成団体間の調整に労力を要することや共同管理となることへの不安、将来のリスクなどから一部事務組合や広域連合を新たに形成し、積極的に活用しようとする状況にはない②任意組織や民事上の委託契約はサービスの安定性に課題があ

り、責任の所在や職員の身分取扱に關して不明確な点が生じうる③事務の委託では、委託団体、受託団体双方の住民・首長・議会から、権限の創出・付与に対する不安や将来に対するリスクなどから新たな事務委託の導入に慎重な意見が少なくないなどの課題を挙げた。

その上で、共同処理が効果的であるにもかかわらず共同処理が進んでいない領域で共同処理を進めるには、①仕組みが簡便②各構成団体の主体性が維持③責任帰属が明確でなく職員の身分が安定しているなどの条件を満たすことが必要だと指摘した。

「共同設置」の活用領域を例示

報告書は、同条件を踏まえて、その具体方策として、第29次地方制度調査会答申も踏まえ、「委員会や職員等に限定されている機関等の共同設置の対象を広く内部組織・行政機関、事務局に拡大する」ことが必要だとした。

併せて、「共同設置の活用が期待できる領域」として以下の部門を例示した。

税務事務(特に滞納整理、資産評価)、国土調査、土木(設計・積算)、

政 策

■ 共同設置の活用にあたって留意すべき事項

＜運用にあたっての留意事項＞

①組織運営への配慮

明確な指揮命令系統や適正な事務配分、職員配置、一貫した人材育成が滞る可能性
→ 個々の職員の職務権限や責任分担、人材育成の方針などについて、あらかじめ十分な協議を行うことが望ましい

②議会等の対応への配慮

共同設置された組織は、それぞれの構成団体の一組織として位置付けられる
→ 例えば、「税務課」を共同設置した場合であれば、一人の税務課長がそれぞれの議会に出席を求められることもあり得るが、過重な負担とならないよう代理での対応を認めておく等の配慮が必要

③事務の委託との関係

共同設置制度は簡便な仕組みではあるが、各構成団体の主体性が維持されるという特徴があるため、組織運営の効率性という点では、事務の委託に及ばない面がある。共同処理を行うに際しては、地域の実情や事務の性質に応じて採用する方法を選ぶべき

④将来的な手法の変更

将来的に事務委託への変更や市町村合併、共同設置の解消などのケースも考えられるが、いずれにしても効率的・効果的な事務の共同処理のあり方を自主的に模索し続けることが必要

⑤電算システムとの関係

共同処理の効率化効果を最大限に発揮するためには、電算システム統合が前提
→ 現在進展が見られる共同アウトソーシングや自治体クラウドなどへ、システムの更新時期をとらえて地域で参加を進めていくことにより初期コストが大きく低下し、共同処理の導入につながる側面もある

職員研修、観光振興、保健福祉、監査、選挙管理、会計管理・出納、消費生活センター、配偶者暴力相談支援センター、情報公開・個人情報保護審査会等の不服審査会、国民健康保険（事務）、保健所、生活保護（福祉事務所）、特定行政庁（建築確認等）、都道府県からの移譲事務。

さらに、うち4部門について具体的な活用方策を示した。
「滞納整理部門の共同設置」では、個人住民税での共同処理が増えているが、事務内容が定型的で一定ノウハウが求められる点で共同処理に適しているほか、広域の実施で強制的措置を取りやすいなどの効果がある。反面、課税部門と連携が取りに

くくなる、滞納情報の二重管理等で事務が煩雑、困難案件を放置するなど構成団体からの依存が強まるなどの懸念もあげた。また、「京都地方税機構（広域連合）」など滞納整理に特化した別法人では、迅速な滞納整理が可能となるほか、市町村と別名の催告状・差し押さえ等のアナウンス効果もあると評価した。

「監査委員・監査委員事務局」では、専門性確保や中立性・独立性などから共同処理に適しているとした。特に、監査機能の強化の必要性が指摘される中、町村では事務局設置が33%にとどまり、平均定員数も0.6人となっていると指摘。このため、共同設置により専任事務局の設置や出身団体以外の団体職員を担当させたり、弁護士等の専門家の登用も可能となるなどのメリットを強調した。

このほか、「地域保健センター」については、保健福祉分野の事務が拡大する中、小規模団体では担い手不足から住民サービスの維持・向上が難しくなっているとし、保健師や栄養士などの専門職を複数団体が共同活用することも可能だとした。また、「消費生活センター」は、昨年の法施行で市町村に設置の努力義務が課されたが、来所が必要となるケースも多いため身近にある方が望まし

いとしたり。同時に、専門的な知識・経験をもつ職員も必要のため複数市町村での共同処理も有効だとした。
併せて、「合併による影響や今後の権限移譲への対応」についても言及。市町村合併の進展や中核市等の増加で保健所など都道府県の管轄区域が「飛び地」となるケースもあるとして、都道府県と中核市等による共同設置や市町村間での共同設置の検討も要請。また、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた市町村の規模に応じた権限移譲への対応にも共同処理の活用が期待できるとした。
報告書は、最後に「共同設置」活用に当たって留意すべき点として、
①個々の職員の職務権限や責任分担、人材育成方針などについてあらかじめ十分に協議
②共同設置の組織は各構成団体の一組織となるため、例えば共同設置の「課税課」の課長が各議会に出席するなど過重負担とならない配慮を求めた。併せて、「共同設置」は簡便な仕組みだが各構成団体に主体性が残るため組織運営の効率性では「事務の委託」に及ばない面もあるため、「共同処理を行うに際しては、地域の実情や事務の性質に応じて採用する方法を選ぶべきだ」とした。

（自治日報記者 井田正夫）

▷意東海岸から中海と大山を望む



島根県 東出雲町



町村独自のまちづくり

新たな産業創造で町の未来を拓く 「広域連携が「ものづくりの町」復活への道標」

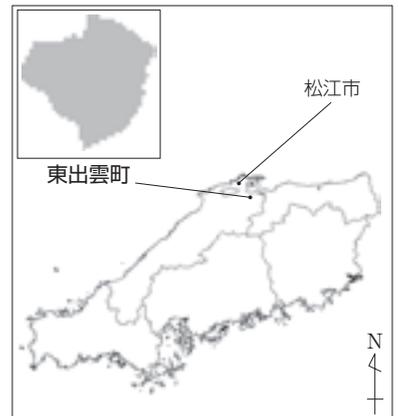
「ものづくりの町」を標榜する東出雲町

南にそびえる京羅木山や星上山が、波穏やかな中海を望む島根県八束郡東出雲町は、平成の合併前には7町1村あったこの郡に、いま唯一残る町である。その昔、大八洲国をお創りになった伊弉諾尊が、愛妻伊弉冉尊を追いかけて黄泉の国へ踏み込んだ入り口「黄泉比良坂」があるという記紀神話の舞台は、現在ものづくりの町として、発展の途上にある。

松江市、安来市という県内有数の都市に囲まれて、東出雲町は「ものづくりの町」としての個性をいかに発揮しようとしているのか。町の今を取材した。

農機具製造の歴史を糧に 新たな産業創造に挑む

「ものづくりの町」を標榜する東出



雲町は、もともと「農機具の町」として全国に知られた存在だった。町民が「東出雲の三傑」の1人と敬う佐藤忠次郎が、佐藤造機(株)(現在は三菱農機(株))を創設したのは大正6年。以来、町は三菱農機(株)の企業城下町として栄え、町内には一般機械器具をつくる中小企業が集積してきた。ピークである昭和61年には、製造業関連の事業所が100、従業員数は3,370人(町内従業者全体の53.6%)を数えたという。

それが、平成8年頃を境に、製造品出荷額は大きく減少する。その背景には、農業用機械の国内市場の縮小があった。ものづくりの町・東出雲の中心となる三菱農機(株)は生産調整を迫られ、同社からの受注に大きく依存していた町内の中小企業は、苦しい状況に追い込まれることとなった。町内総生産額に占める製造業の割合は、昭和60年度の59.1%から平成16年度には33.8%へ、金額にしておよそ90億

フォーラム

円も落ち込み、その後も復活の兆しは見えていない。

この苦境を何とか切り抜けようと、町は平成20年3月に「東出雲町産業振興ビジョン」を策定。企業城下町という特質もあって明確な振興策を打ち出してこなかったこれまでの姿勢を改め、行政も一緒になって「ものづくりの町」復活に取り組む意志を内外に示した。同ビジョンでは、町内の産業を詳しく分析した上で、今抱えている課題を列挙。その解決に向けて、意欲あるひとづくり、新しいもの



▷町の産業をリードしてきた農機具製造は、依然不振が続く

づくり、多面的ネットワークづくりの3つの基本方針を定め、今後10年の具体策を示している。「未来を拓く新たな産業創造への挑戦」とつけた副題に、東出雲町の「ものづくりの町」復活への並々ならぬ意欲がうかがえる。

中海圏域のつながりの中で新しい道を模索する

長らく町を引っ張ってきた製造業の不振が続く一方、町の人口は順調に伸びている。県都・松江市と安来市に挟まれ、中海を挟んで鳥取県米子市を望むという地勢を読みとって、行政が、多くの人が移り住めるためのインフラ整備を進めてきた結果だ。下水道整備率は97%、上水道も100%の整備率を達成しているほか、道路整備や河川を生かした景観づくりにも積極的

に取り組んできた。とりわけ、町内数力所で土地区画整理事業を実施して、流入人口の受け皿づくりに力を注いできたことが、右肩上がりの人口増加を生み出す直接の要因と言えるかもしれない。中でも中海干拓地の入り口にある34・4haの錦新町商業集積地は町中心部から1・5kmの位置にあり、交通の利便性が高く、町商業活性化の核となることを期待されている。平成13年に

完成した整理区画内には、すでに約2,000人の住民が暮らしていて、町の新しい顔としての雰囲気漂わせてつづける。

こうした町をとりまく環境の変化を受けて、東出雲町がまちづくりのキーワードと考えているのが「広域連携」だ。前述のように、町は松江市をはじめとする3市に囲まれ、中海経済圏の中心に位置している。農機具製造業の不振が続くとはいえ、町内の企業が長い歴史を経て培ってきた技術力は、他分野からのニーズに応えるだけの潜在力は持っているはず、と町担当者は語る。先に触れた「東出雲町産業振興ビジョン」でも、「広域連携の推進」を掲げ、宍道湖・中海圏域での連携や、国内他地域の産業集積地との交流に関する事業を打ち出している。

三菱農機(株)の企業城下町から山陰地方を代表する「ものづくりの町」へ。変化の時代に対応して、東出雲町がさらに発展の道を歩むことができるか否かは、ひとえに産業の広域連携の成否にかかっていると言えそうだ。

都市近郊の町とつながり輝くか

都市近郊の町村は、山間の町村などとは、また別の課題を抱えている。近隣の都市の中に埋没せず、個性を失わずに、独自の輝きをみせることができ

◁錦新町商業集積地は店舗が並び、活気をみせる



るか。地方財政厳しい折、東出雲町もこの課題を抱えてか、将来の選択肢のひとつとして松江市との合併も視野に入れている。しかし、任意協議会の検討経過にもすでにあるように、県都との合併となれば編入合併は避けられない。それだけに、課題も多い。「弾力性のない厳しい財政状況が続いている。」「ものづくりの町」として何とかやっていけないものが…いずれ民意を問わなければならない。」と報嶋弘明町長も苦しい胸の内を明かす。ものづくりの町・東出雲町は今後どのような道を選ぶのか。その行方を見守りたい。

(全国町村会広報部)

地方公共団体の風水害対策の強化で報告書

消防庁
研究会

消防庁では、地方公共団体の風水害対策の強化を図ることを目的に、「図上型防災訓練マニュアル研究会」（座長・吉井博明東京経済大学教授）を設置、市区町村自らが図上型防災訓練の企画、立案から実施までを効果的、効率的に行う方法について、平成20年度から3ヶ年事業と位置づけ調査・研究を行っている。

今年度は、3つのモデル市区町を対象に討論型図上訓練をケーススタディとして実施、このたびその有効性を検証し、効果、留意点等についてとりまとめた。調査研究報告書の概要は次のとおり。

地方公共団体の風水害図上型 防災訓練の実施要領のあり方に 関する調査研究報告書【概要】

1. 調査研究の目的

消防庁では、市町村自らが風水害図上型防災訓練の企画・立案から実施までを効果的、効率的に行う方法等について調査・検討・検証し、市町村長等をはじめとする地方公共団体職員や住民等の危機管理能力の向上と、風水害における実戦的な図上型防災訓練の市町村での実施促進を図ることを目的として、平成20年度より3カ年計画の事業を行っており、また、効果的な図上型防災訓練への取り組み方として、ステップアップ方式の訓練方法の開発を

提案した。

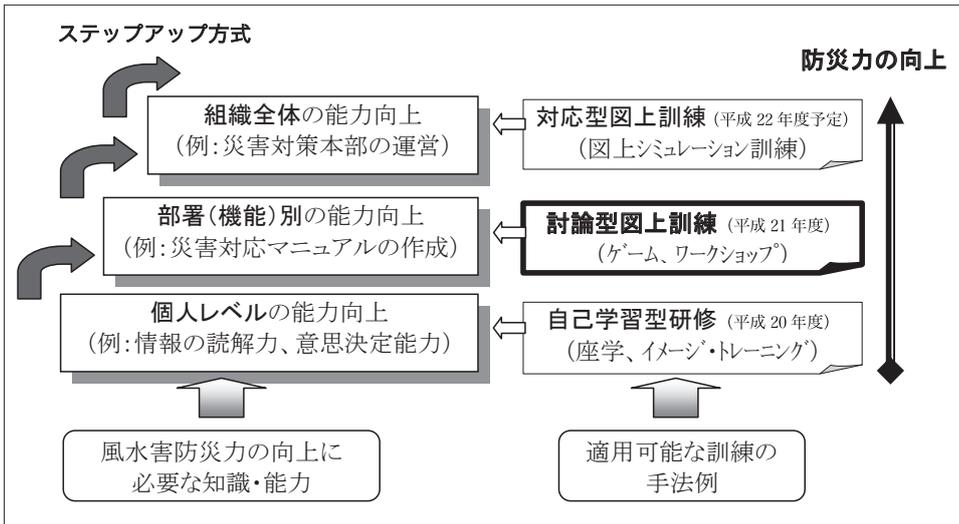
平成21年度は、前年度の調査研究結果を踏まえ、前年度と同じ対象市区町において、部署（機能）別の能力向上を図るため、討論型図上訓練をケーススタディとして実施し、市区町村自ら訓練を企画・実施できる手法の確立を目的に調査研究を行った。

2. 討論型図上訓練の選択

本年度の調査研究では、訓練進行者の下で、一定のルールに従って、グループで議論を進めることにより、アイデア（地域の防災マップ、防災対策等）を出すスタイルである「討論型」に絞り、風水害対策の強化に結びつく図上型訓練のあり方について検討した。

討論型図上訓練は、実施目的、訓練

効果的な図上型防災訓練への取り組み方の提言



進行者に求められる専門知識・能力、付与内容の詳細度、備えている演出要素（ゲーム性など）等によって特性が異なる。したがって、市区町村には、

これらの特性と当該市区町村における防災対策の優先順位を考慮して、求められる訓練の種類を選択し実施していくことが必要となる。

3. ケーススタディの実施

図上型防災訓練の企画、準備、運営から訓練結果の評価・検証まで一連の過程における実施方法の効果を検証するとともに、今後の課題と留意点の抽出を行うため、平成20年度の調査研究で対象とした3つの市区町において、別表に示す目的・訓練対象者・手法によりケーススタディを行った。

4. まとめと今後に向けて

ケーススタディとしての訓練企画実施経過を参照しながら、討論型図上訓練の効果を検証するとともに、市区町村自ら討論型図上訓練を企画実施する際の留意点について検討、整理し、今後に向けて調査研究の方向性を示した。

(1) 討論型図上訓練の効果
ケーススタディを通じ、討論型図上訓練の効果とし

政 策

別表 3 市区町のケーススタディ

	実施場所と訓練目的	訓練対象者	手法
鹿児島県伊佐市	<ul style="list-style-type: none"> ■住民による適切な避難行動を促すため、災害イメージの形成 ● 応急対策活動のイメージ形成 ● 普段準備しておくべき事項の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ■防災担当以外の職員 ■地域住民 	<ul style="list-style-type: none"> ■防災グループワーク <p>訓練進行者による簡単な状況付与の下で、具体的な災害状況や必要とされる対策等を数名のグループ単位で検討させ、また発表させることによって認識の共有化を図るもの。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■「避難所運営マニュアル」の作成に向けて、 ● 避難所運営の模擬体験 ● 避難所運営上の課題の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ■防災担当以外の職員 ■地域住民 	<ul style="list-style-type: none"> ■避難所運営ゲーム HUG (ハグ) <p>数人のグループで行うゲーム。避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所にみだてた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するもの。</p>
岐阜県神戸町	<ul style="list-style-type: none"> ■「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」作成に向けて、 ● 災害イメージの具体化 ● 求められる行政対応及び住民対応の明文化、共有化 ● 関係機関との「顔の見える関係づくり」 	<ul style="list-style-type: none"> ■防災担当以外の職員 (管理職) 	<ul style="list-style-type: none"> ■防災ワークショップ <p>方法は防災グループワークと同様。参加者の討論を通じて、何らかの成果物(防災計画、マニュアル、防災マップなど)を作りあげてを主目的とするもの。</p>
東京都中野区	<ul style="list-style-type: none"> ■図上シミュレーション訓練の企画・実施に向けて、 ● 参加機関顔合わせ ● 訓練の企画に当たって必要な被害状況等の想定、想定される被害内容によって異なる関係機関の対応、対策実施上のポイントの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■防災担当職員 (防災関係機関含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ■訓練企画準備のための検討会 <p>市区町村関係部局、消防、警察、都道府県、国(国土交通省工事事務所、気象台等)等の防災関係機関が集まり、図上型防災訓練の企画準備について検討を行うもの。関係者の認識の共有や確認を行うことができ、図上型訓練の一つととらえることができる。</p>

て下記の点が検証された。

①直接効果

・地域の危険箇所、災害イメージの形成

・基礎的情報読解力、情報処理能力の養成

・成

- ・災害対応上の重要事項、問題・課題の抽出
- ②間接効果
 - ・防災対策に取り組む動機付け
 - ・訓練参加者(関係機関)間の「顔の見える関係」づくり
 - ・災害対応マニュアルの作成のきっかけ
- (2)討論型図上訓練の企画実施及び評価・検証段階における留意点
 - ①企画段階
 - ・地域特性、災害特性を十分に把握して、市区町村にとつての防災対策上の問題点・課題とあるべき対策などを整理し、訓練目的を明確にする。
 - ・訓練目的が十分に達成できるように、シナリオ作成や討論の進め方を含めた訓練プログラムを作成する。
 - ②実施段階
 - ・訓練の主体である参加者が自発的に討論をする環境を整える。
 - ③評価・検証段階の留意点
 - ・訓練の効果を高めるため、訓練の目的、ねらいに応じた評価・検証を行う。
 - (3)今後に向けて
 - ・討論型図上訓練の実効性を高めるために必要な取り組みとしては、次のような点が考えられる。
 - ①討論結果の防災対策への反映
 - ・訓練は、あくまでも防災力の向上を図る手段の一つであり、その実施自体が自己目的化しないように、訓練結果を防災対策(防災計画、災害対応マニュアルの作成など)へ繋げていく。
 - ②訓練の段階的、継続的な実施
 - ・討論型図上訓練の実施結果を踏まえ、対応型図上訓練への展開や、防災計画・マニュアルの作成(見直し)に取り組んでいく。
 - (4)今後の調査研究の展開
 - ・地方公共団体における総合的な危機管理体制の充実・強化を図るため、地域の実情に応じて、基本事項や優先順位を踏まえ、段階的、継続的に取り組んでいく。
 - (4)今後の調査研究の展開
 - ・本年度は、部署(機能)別の能力向上を図るため、適用可能な討論型図上訓練手法の検討及びケーススタディによる検証を行いました。得られた成果を踏まえ、今後、もう一步レベルアップできる実践的な訓練方法に関する調査研究への展開が必要と考えられる。
 - また、図上型防災訓練を企画・準備から実施、検証に至るまで、市区町村自らが取り組むための支援として、より簡易で応用範囲が広い風水害版の図上型防災訓練マニュアルの作成を目指す必要があると考えられる。

情報

暮らしの視点

食材を賢く保存して「おいしい食生活」を！

フリーライター 白井 瑞穂子

お得意に誘われて安売り野菜を買いだめしたものの、鮮度が落ちて扱いに困ってしまうことがある。おいしさを損なわずに長期保存ができればいいのだが……。

実は今、そんな悩みを解決してくれる保存方法に注目が集まっている。

干し野菜のすすめ

友人宅を訪ねると、ベランダに白菜や大根、キャベツの入った木製ザルがたくさん並べられている。漬物でも作るのかと思いきや「干し野菜よ。すっごい便利なんだから」と作り方を教えてくれた。

「干し野菜」とは、日光を当てて水分を飛ばして作る野菜の保存食。長期保存ができる上に、そのままの野菜よりも調理したときに歯ごたえが良く、旨味や栄養価も高い。テレビや本で紹介され、密かなブームに

なっているようだ。

さっそく私も白菜を一玉買って、半分は鍋料理に使い、残りを干し野菜にしてみることに。

白菜の葉を一枚ずつはがし、良く洗ってからキッチンペーパーで水気を切る。あとはザルにのせて、日当たりの良い場所に干すだけ。ほとんどの野菜で作れ、根菜類の場合は薄くスライスすると上手にできるらしい。

季節や野菜の種類にもよるが、三日〜一週間干したものをジップ付きの袋に入れ、空気を抜いた状態で冷凍保存すれば三カ月も持つそうだ。冷凍せずに乾燥材を入れた袋に詰めるだけでも十分保存が効く。

四日間干したものを冷凍保存して三週間。いよいよ干し白菜の出番がやってきた。冷凍庫から取り出して八宝菜を調理する。水分が抜けているから白菜に味が染みやすく、触感もシャキシャキと歯応えが抜群。

すっかり干し野菜の虜になってしまった。

安売り野菜を買いだめしても、もう頭を痛めなくて良さそうだ。すぐに調理せずとも、最後まで無駄なくおいしく食べ切ることができた。

食卓を変える保存技術の誕生

また、保存技術も日々進化している。また、保存技術も日々進化している。

知人がこんな話をしてくれた。金婚式のお祝いに娘さんから冷凍の岩ガキが送られてきた。「生で食べてみてね」と言われて試してみると、冷凍ものとは思えないほど新鮮で濃厚な味に驚いたという。

この岩ガキは、CAS (Cells Alive System) 冷凍という技術で食材の細胞を壊さずに冷凍保存されたもの。解凍後も素材の鮮度、味、風味が落ちないのだとか。長期保存が可能で、二年前のミカンやジャガイモ、五年前のアサリも、おいしく食べられるというから驚きだ。山陰地方のある島では、地域ぐるみでこの冷凍技術を導入して通信販売を行い、島の海産物を採れたてに限りなく近い状態で消費者に届けられるようになった。現地の新鮮な味を自宅で楽しめるとあって、評判は上々。町

おこしに役買っているという。

CAS冷凍のような保存技術を家庭で手軽に利用できるようになる、いつでも新鮮な食材を使ったおいしい料理が食べられるし、余ったおかずを保存しておけば、作りたての味を何度でも楽しめる。そんな夢のような生活が現実になる日も近いかもしれない。「食べ物を無駄にしない」という点でも大きな期待が持てそうだ。

上手な保存が生ゴミを減らす糸口に

昔から人々は、食料不足にならないよう、長期的に食料を確保する保存方法を考え出してきた。皮肉なことに、一年じゅう豊富な食料が手に入るようになった現在は、売れ残った食材や、家庭での食べ残しなどで大量に出る生ゴミの処理が深刻な問題になっている。

問題に歯止めをかけるためには、食べ物を無駄にしないことが何よりも大切。日ごろから食材などを上手に賢く保存することを心がけて、環境にやさしい食生活を送りたいと思う。

情 報

『若年層を中心とした雇用、貧困対策を考える』

ーワーキング・プアを成長の原動力に転換させるためにはー

主催：東京市政調査会、日本経済研究センター 後援：分権型政策制度研究センター

深刻な不況が続いている現在の状況下では、一度職を失うと長期化する傾向が強まっています。貧困世帯にあっても生活保護を受けず働いている人は400万近くに達し、この人たちはワーキング・プアの状態に陥っています。新卒の採用状況もまさに氷河期です。若年層の就職難、ワーキング・プアによる貧困問題が懸念されます。若年層を中心としたこれらの人々を労働力に転換することは財政への負荷軽減、中長期の成長戦略上、焦眉の急です。政府も新たな雇用対策に乗り出していますが、乱立する就業支援制度や自治体任せの生活保護など、セーフティーネット対策の抜本改革が必要といえそうです。

日本経済研究センターではワーキング・プア問題を取り上げ、昨年11月末に提言者のもとでシンプシウムでは、提言者の東京市政調査会・主任研究員五石敬路（日本経済研究センター・特別研究員）をはじめ、政府や自治体などの雇用対策、生活保護の対策の責任者、労働界の実務家を招き、多様な角度からワーキング・プアや若年層の雇用問題解決への処方せんを議論します。

シンプシウムの主なポイント

- ・失業率は改善、最悪期は脱したのか
- ・長期失業、なぜ増える
- ・新卒の雇用状況は
- ・生活保護はセーフティーネットとして十分か
- ・就労支援策の問題点は

ワーキング・プア、若者の就職難解決への試み

1、開催日時

2010年3月27日(土) 14:00-16:00

2、会場

日本経済新聞本社ビル6F カンファレンスルーム

〒100-18066 千代田区大手町1-3-7

3、参加費 無料

▼パネラー

山崎 史郎 内閣府政策統括官

山口 寛士 京都府雇用政策監

山根木晴久 連合非正規労働センター総合局長

五石 敬路 東京市政調査会・主任研究員(日本経済研究センター・特別研究員)

▼コーディネーター予定者 小林 辰男 日本経済研究センター主任研究員

(日本経済研究センター・若手研究者による政策提言プロジェクト担当)

【お申し込み】

FAX (03-3591-1279) または東京市政調査会ホームページ (http://www.timr.or.jp) から 問い合わせは、東京市政調査会研究室 (Tel 03-3591-1330) まで

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



町 村

N a v i

町村Newコーナーでは掲載情報を募集しています。
掲載を希望の場合は全国町村会広報部
(TEL03-3558-1048)まで。

宮城県 新規高卒者を採用の 事業主に奨励金

町はこのほど、今年3月に卒業予定の高校生の地元就職を促進するため、新規高卒者を採用した町内の事業主に対して生徒1人につき30万円の奨励金を交付することを決めた。

奨励金を受けることができる事業主は、①町内に事業所等がある②町内在住の新規高卒者を常勤で雇用していることが条件。雇用した新規高卒者1人につき30万円を支給するが、①ハローワークに求人申し込みを行っている②2010年3月1日から6月30日の間に、6カ月以上の常勤雇用1の支給要件がある。

町は15人分の奨励金交付を見込み、10年度当初予算に450万円を計上した。なお、町のほかにも宮城県が同様の奨励金(採用内定者1人につき15万円)を創設したが、県と町の両奨励金の支給を受けることも可能だという。

山形県 企業誘致へ 「ビジネス大使」制度

町は、地域経済の活性化と雇用の確保のため、町にゆかりのある企業関係者などを「遊佐ヒシネス大使」に登録、会員相互の情報交換や交流を通じて企業誘致の積極展開に向けた取組を進めている。

日本海沿岸自動車道のゆざインターまでの延伸工や全町高速インターネットワーク網の整備が完成。町では、このインフラを活かし、より積極的な企業誘致や起業の創出、農林水産物のポテンシャル顕在化施策などを進めることにした。昨年夏には「ビジネス大使」の母体となる「遊佐ビジネスネットワーク協議会」を地元企業23社等の参加で設立した。

「ビジネス大使」の対象は、全国で活躍している町ゆかりの企業人や関連経済団体等の関係者。登録した「大使」には、企業誘致や地元企業とのマッチング、地元地域資源の活用など広範な情報の交換・提供などを期待している。既に30人が登録しており、昨年秋季に都内で開いた「観光大使」の合同会合では、企業誘致の情報提供のほか、まちづくり全般への提案なども出た。町では、今年も2回程度、同様の会合を開く予定だ。

島根県 総合計画後期基本計画 策定で住民アンケート

村は、第4次総合計画「後期基本計画」の策定に反映するため、村民アンケート調査を実施し、結果を報告書にまとめた。新しい村づくりの指針となる同計画後期基本計画(平成23〜27年度)の策定に当たり、村の現状評価や定住意向、今後期待する村づくりの方向などを把握し、計画づくりの基礎資料とするのが狙い。

調査対象は村内に居住する18歳以上の男女1,000人で、調査時期は平成21年9月。有効回答数は736(有効回答率73.6%)だった。

それによると、就業形態は1次産業が15.1%で、2次産業が27.3%、3次産業が25.8%など。村への愛着度は「愛着を感じている」が「やや」も含めて76.5%と圧倒的に多く、定住意向も「どちらかといえば」も含めた「住み続けたい」が75.4%と多数。ただ全体的な暮らしやすさでは「満足」が「やや」を含めても41.7%にとどまり、「どちらともいえない」が27.6%に、「不満」が「やや」も含めると28.8%に上る。満足度と暮らしやすさの関係から改善の必要性が高いと思われる項目では、「日常の買物の便利さ」や「保健・医療の状況」「保育・子育て環境」などが上位で、逆に改善の必要性が低いのは「自然環境の豊かさ」「騒音等の環境」「上水道の整備状況」などが上位だった。

なお、行政改革を推進すべき項目では、議員定数の削減、職員数の削減、村長・議員らの報酬適正化がトップ3だった。

梨山町 高齢者世帯の「見守り」 等にテレビ電話

町は、高齢世帯の見守りの環としてテレビ電話を無料設置する。安全確認だけでなく健康状態の確認等にも活用する方針だ。南アルプスの麓に位置する町は、「ふるさと」に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続けることを目指して「日本で最も美しい村」連合に加入。合併しない方針も決めているが、高齢化比率は49%と県内で最も高齢化が進んでいる。このため、高齢者の安否確認や緊急時の連絡用にテレビ電話を設置することにした。総務省ユビキタスタウン構想の助

成を受けて30台設置する。当面は、民生委員や看護師が中心に、日常の見守り活動に活用するが、テレビ電話では相手の表情も見るができるため、これまで以上にきめ細かな見守りができると期待している。さらに、将来は町にある診療所とも連携した活用も視野に入れていく。なお、町の高齢者は現在2,322人(高齢世帯1,244世帯)おり、今後も設置台数を増やしたいとしている。

長野県 医師確保へ 修学資金貸与条例

町は、吉野国民健康保険吉野病院の医師を確保するため、医師や医師になるうとする者に対し修学資金等を貸与することで町民への安定的な医療提供体制を確立する条例を制定した。1月1日施行。同病院は、昭和22年に奈良県立医学専門学校附属吉野保健センターとして開設以来、町で唯一の公立病院として町民の健康と安全を守ってきた。2000年に現在の場所に新築移転し、99床を備えているが、地域に密着した医療を行うため、08年には地域医療連携室も開設され、他の病院等との連絡を密にするよう努めている。

条例では、大学院における医学を履修する課程の修学資金や、大学院への入学許可手続を行うために必要な資金(入学支度金)について、将来吉野病院の医師として従事しようとする者や、吉野病院の医師として従事している者に対し、修学資金は月額5万円、入学支度金は80万円を限度額に貸与される。なお、修学資金の貸与を受けた者が吉野病院の医師として従事した場合に、従事期間が貸与を受けていた期間に達した時などには返還・利息の支払いが免除される。